

有鹿小学校 PTC 規約

- 第1条 会の名称は、「有鹿小学校PTC」（以下、本会）とする。
- 第2条 本会は、名称とは別に愛称として、「子鹿を見守る会（バンビ）」と称するものとする。
- 第3条 本会の事務局は、有鹿小学校（海老名市河原口3丁目13-1）に置くものとする。
- 第4条 本会は、保護者と教職員が協力して、地域の方々と共に家庭と学校と社会における児童青少年の幸福と健全な成長を図ることを目的とする。
- 第5条 本会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする。
- (ア) よい保護者、よい教職員となるために努める。
 - (イ) 家庭と学校との緊密な連絡によって児童青少年の生活を補導し育成に努める。
 - (ウ) 児童青少年の環境をよくする。
 - (エ) 国際理解に努める。
- 第6条 本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。
- (ア) 児童青少年の教育ならびに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
 - (イ) 会員を主体とするボランティアを募り、その活動に協力する。
 - (ウ) 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為を行わない。
 - (エ) 本会または本会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない。
 - (オ) 学校の人事その他管理に干渉しない。
- 第7条 本会の会員となることのできる者は、入会と退会の権利を有する。本会の会員となることができる者は、次のとおりである。
- (ア) 有鹿小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者
 - (イ) 有鹿小学校の教職員
- 第8条 本会の会員は、年額1,200円の会費を納めるものとし、一度納めた会費の返金は行わない。
- 第9条 本会の活動は、原則として会員からボランティアを募って実施する。全てのボランティア活動は、会員相互の支えあいによって成り立つものとする。
- 第10条 本会の活動及び本会が認めるボランティア活動に要する経費は、会費及び寄付金、その他の収入によって維持される。

- 第11条 本会の会計は、総会において議決された予算にもとづいて行われる。
- 第12条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。
- 第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本会の役員は、原則、校長他2名程度の教職員と、保護者から選出された15名以内の会員（以下、保護者役員）で構成するものとする。役員の役職は次の通りとする。
- 会長 1名（保護者）
- 副会長 若干名
- 書記 若干名
- 会計 若干名
- その他、必要に応じて役員の役割を決定する。
- 但し、役員は、会計監査をかねることはできない。
- 第15条 保護者役員は、自薦による候補者について総会による承認を得て決定する。
- 第16条 会長は、役員経験者の中から候補者が自薦されるように努める。
- 第17条 役員の任期は1年とし、再任は妨げない。但し、会長に限り再任は原則として1回限りとする。
- 第18条 役員に欠員が生じたときは、その都度補充することができる。補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第19条 役員の職務は次の通りである。
- (ア)会長は、本会を総括するため次の権限を行使する。
1. 総会、運営委員会を招集し議長を委嘱する。
 2. 臨時委員会を承認し、権限を委嘱する。
 3. 会計監査の会議を除くすべての委員会に出席し指導助言を与えることができる。
- (イ)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは職務を代行する。
- (ウ)書記は、総会及び運営委員会の議事ならびに重要事項を記録し、会長の指示により本会の庶務を行う。
- (エ)会計は、会計事務全般について適切に処理するため次の事項を行わなければならない。
1. 本会の会計の一切を管理し帳簿を整理する。
 2. 予算書・決算書を調製し、総会に提出する。

3. 本会の運営に必要な物品の購入等に対して現金及びキャッシュレス決済での支払い及び立て替え払いに対する精算の実施を行い、領収証の適切な管理を行う。

- 第20条 本会は、会計を監査するために2名の会計監査をおく。
- 第21条 会計監査の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。
- 第22条 会計監査に欠員が生じたときは、その都度補充することができる。補充された会計監査の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第23条 会計監査は、自薦による候補者について総会による承認を得て決定する。
- 第24条 会計監査は、役員経験者の中から候補者が自薦されるように努める。
- 第25条 会計監査は、必要に応じ臨時会計監査を行うことができる。
- 第26条 総会は全会員をもって構成され本会の最高議決機関である。
- 第27条 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は4月に開催する。臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったときに開催する。
- 第28条 総会は会員の現在数の5分の1以上出席しなければその議事を開き議決することができない。但し、委任状を含むものとする。総会の議事は議決権保持者の過半数で決する。
- 第29条 運営委員会は役員により構成する。
- 第30条 運営委員会の任務は次のとおりである。
- (ア) 本会の運営に関する事務を処理し、総会に提出する議案の調製並びに日程等の立案にあたる。
- (イ) 総会に提出すべき議事のうち、予算の伴うもの及び規約の改定を除いた議事について、緊急を要する場合は運営委員会をもって総会に代えることができる。但し、運営委員会が議決した議事は次期総会に報告し、承認を求めなければならない。
- 第31条 運営委員会は構成委員の3分の1以上が出席しなければ議事を開き議決することができない。議事は出席者の過半数で決す。
- 第32条 特別な事項について必要なときは臨時委員会を設けることができる。
- 第33条 翌年度の保護者役員の候補者が8名に満たない場合、原則、翌年度の本会の活動を休止（以下、休会）する。
- 第34条 休会の翌年度も保護者役員の候補者が8名に満たない場合、及び、保護者役員の

候補者がいない場合は、本会の解散について総会に諮らなければならない。

第35条 休会の場合は、会費の徴収は行わない。

第36条 休会における保護者役員は、原則、役職の選出を行わない。

第37条 休会における予算は、以下のものに限るものとする。

(ア)総会開催にかかる予算

(イ)保護者役員の選出に係る予算

(ウ)その他、校長が特別に認めたもの

第38条 休会における本会の活動は、原則、総会開催及び保護者役員選出に係るものと除
き全ての活動を休止するものとする。

第39条 本会の運営に関する必要な細則は運営委員会で定めるものとする。なお、定めた
細則は、次期総会で報告しなければならない。

附 則

1 本規約は昭和56年4月18日より施行する。

昭和57年4月17日より施行する。 平成25年4月18日より施行する。

昭和58年4月23日より施行する。 平成26年4月17日より施行する。

平成元年4月15日より施行する。 平成27年4月17日より施行する。

平成3年4月13日より施行する。 平成28年4月21日より施行する。

平成4年4月11日より施行する。 平成30年4月20日より施行する。

平成5年4月17日より施行する。 平成31年4月19日より施行する。

平成13年4月24日より施行する。 令和2年4月17日より施行する。

平成14年4月23日より施行する。 令和5年4月22日より施行する。

平成15年4月23日より施行する。 令和6年4月20日より施行する。

平成20年4月18日より施行する。

2 本規約（令和6年度第7号議案）は、令和7年4月1日より施行する。

本規約（令和7年度第3号議案）は、令和7年4月23日より施行する。